

H27. 4. 1～施行（改正）

（使用料）

第17条 略

別表第3(第17条関係)

研修室等使用料

種類		使用料(消費税等を含む。)			
		9時～13時	13時～16時	13時～18時	18時～21時
会議室A		6,600円	5,940円	9,900円	9,900円
会議室B		4,400円	3,960円	6,600円	6,600円
コンベンション	全面	22,000円	19,800円	33,000円	33,000円
ホール	2分割	11,000円	9,900円	16,500円	16,500円
休憩室		1時間につき 3,300円			

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じる場合には、1時間とみなす。
- 2 利用者が営利又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって利用する場合は、規定の使用料の5倍に相当する額とする。
- 3 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料には、当該催し物1回（同様な内容構成の催し物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その都度1回とする。）につき、最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。
- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する時間が9時前又は21時後であるときは、1時間当たり18時～21時の使用料の2分の1に相当する金額を加算する。